

林業土木工事
一時中止に係る手引き

令和4年1月

新潟県農林水産部
林政課・治山課

～ 目 次 ～

I	策定の目的	1
II	工事一時中止に係る手続き	2
1	工事の一時中止に係る手続きフロー	2
2	発注者の中止指示義務	4
3	発注者の中止権	5
4	工事を一時中止させる場合の指示内容等	5
5	基本計画書の作成・提出	6
6	工事一時中止期間中の配置技術者の取扱い	7
7	工期短縮計画書の作成	8
8	請負金額又は工期の変更	9
9	増加費用の考え方	16
III	工事の一時中止に係る手続きの参考様式	19
1	工事施工中止関連	19
2	工事現場の維持・管理等関連	21
	別表（工事の一時中止に伴う積算で使用する工種区分別係数）	25

I 策定の目的

森林整備保全事業の工事の実施において、自然的・人為的な事象や地元調整・各種協議の状況等により、準備工・本体工事に着手できない事態や、工事の施工途中で中断を余儀なくされる事態が生じることがある。

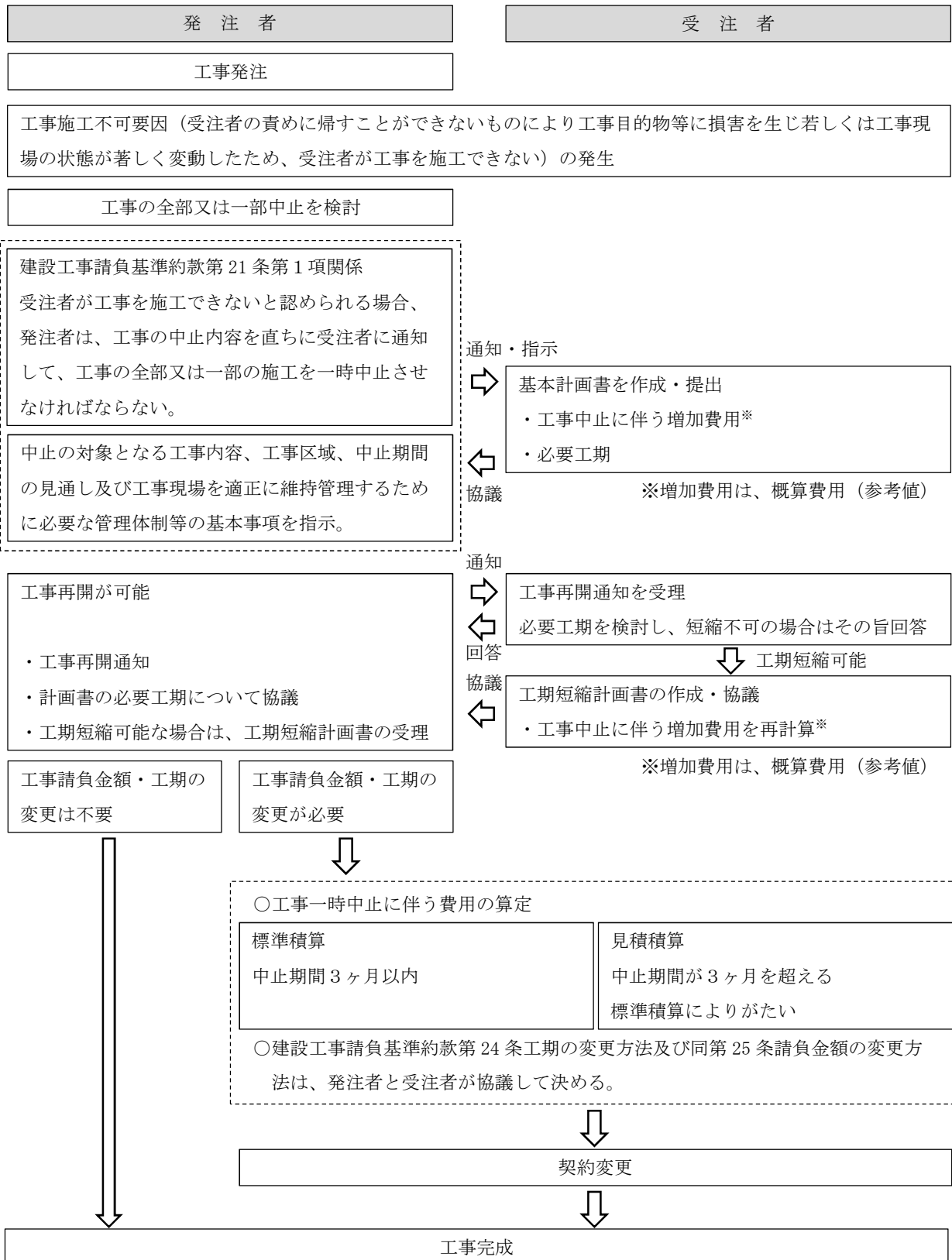
このような事態において、受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められるときは、発注者は、建設工事請負基準約款第 21 条（工事の中止）に基づき、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない。

また、発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

本ガイドラインは、発注者及び受注者が、建設工事請負基準約款第 21 条に基づく工事一時中止に係る手続き及び増加費用の取扱いについて十分理解し、これらに係る事務処理の円滑化を図ることを目的にとりまとめたものである。

Ⅱ 工事一時中止に係る手続き

1 工事の一時中止に係る手続きフロー



(参考) 用語の定義

- 指 示・・・発注者が受注者に対し必要事項について書面により示すことをいう。
- 協 議・・・発注者と受注者が書面による確認を行うことをいう。
- 通 知・・・発注者と受注者が互いに必要事項を書面により知らせることをいう。
- 基本計画書・・・工事を一時中止する場合、受注者が作成する工事中止期間中の工事現場の維持・管理、工事再開準備計画及び工事一時中止に伴い発生する増加費用等に関する計画書をいう。
- 工期短縮計画書・・・工事一時中止期間の解除にあたり、工期の短縮を行う場合、受注者が作成する施工計画や工期の短縮に伴い発生する増加費用等に関する計画書をいう。

2 発注者の中止指示義務

受注者の責めに帰すことができないものにより工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない。（建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項関係）

（参考）建設工事請負基準約款第 21 条

工事用地等の確保ができないこと等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の全部又は一部の施工の一時中止を、中止対象となる工事の範囲、区域その他の内容（以下「中止内容」という。）を明らかにした上で、受注者に指示しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工の一時中止を、中止内容を明らかにした上で、受注者に指示することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による発注者の一時中止の指示があったときは、当該指示に従い、工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定により工事の施工を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

<具体事例>

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
 - ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため施工できない場合（建設工事請負基準約款第 17 条関係）
 - イ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備等が発見されたため施工を続けることが不可能な場合等（建設工事請負基準約款第 19 条関係）
- ② 自然的又は人為的な事象（天災等）のため工事を施工できない場合
 - ア 台風や集中豪雨などの自然災害により工事が続行できなくなった場合
 - イ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行ができない場合
 - ウ 工事に対する住民の反対運動等により工事の続行ができない場合
 - エ 関連する工事の開始又は完了時期の遅延により工事の続行を不相当と認めた場合
 - オ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合
 - カ 関係機関との協議が整わないため、工事の続行ができない場合

<留意事項>

- ア 客観的にみて「施工できないと認められる状態」となっている場合は、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。（建設工事請負基準約款

第 21 条第 1 項関係)

このような場合において、発注者が工事の一時中止を通知しなければ、受注者は本来必要としない費用の負担を強いられることもあるため、発注者は、速やかに工事一時中止の手続きを行うことが肝要となる。

イ 発注者は、工事の施工上必要な用地を受注者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。（建設工事請負基準約款第 17 条第 1 項）

しかしながら、工事施工中の条件変更に伴い、追加用地や借地期間の延長等の必要が生じ、その対応に時間を要することで工事が施工できない場合は、発注者は、工事の一時中止を通知しなければならない。

ウ 発注者が工事の一時中止を検討する時点においては、中止期間の見通しが確定的でない場合もあるが、当面は、中止期間が 2 週間を超えることが見込まれることを目安として、工事の一時中止の通知を行うものとする。

なお、中止期間が 2 週間以内と見込まれる場合であっても、現場の状況、受注者からの要請等を踏まえて必要と判断される場合は、工事の一時中止の通知を行うものとする。

エ 受注者は、工事現場が施工を一時中止せざるを得ない状態となった場合は、発注者と協議を行う。

3 発注者の中止権

発注者は、建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。（建設工事請負基準約款第 21 条第 2 項関係）

<具体事例>

ア 受注者が契約図書に違反した場合

イ 受注者が監督員の指示に従わない場合

4 工事を一時中止させる場合の指示内容等

発注者は、工事の施工を一時中止させる場合は、受注者に対して、中止の対象となる工事内容及び工事区域、中止期間の見通し、工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の基本事項を指示するものとする。この場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどの位の時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

また、一時中止している工事について、施工可能と認められるときは、発注者は、工事の再開時期を受注者に通知するものとする。

5 基本計画書の作成・提出

発注者からの通知及び指示により、受注者が施工を一時中止する場合は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、監督員を通じて発注者に提出の上、承諾を得るものとする。

また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

なお、増加費用は、受注者から請求があった場合に適用する。

基本計画書の記載内容（例）

- 基本計画書作成の目的
- 中止指示時点における確認事項
 - 工事の出来形
 - 従業員（下請従業員を含む）の体制及び労働者数
 - 搬入済の材料及び建設機械器具
 - 設置済の仮設備等
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - 従業員及び労働者の配置転換
 - 建設機械器具等の配置転換
 - 搬入済み材料の他工事への転用運搬
- 工事現場の維持管理に関する基本的事項
 - 従業員及び労働者の体制
 - 搬入済み材料の保管
 - 現場点検の実施方法
 - 天災等緊急時の対応、連絡体制
 - 中止期間中の実施作業
 - 中止期間中に現場存置が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- 工事再開準備計画
 - 従業員及び労働者の体制
 - 建設資機材の調達
 - ※ 一時中止期間の見通しが明確でない場合の工事再開準備計画の内容は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保等について記載する。
- 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠
 - 発注者から指示があった時点で想定している増加費用の概算金額（一部中止の場合には、概算費用の記載を省略できる。）
 - ※ 基本計画書に記載する増加費用等の概算金額は目安であり、最終的な金額とは異なる。
- 基本計画に変更が生じた場合の手続き

<留意事項>

ア 基本計画書は、基本計画書の記載内容（例）の各項目について、一時中止を通知した時点で受注者及び発注者が確認を行い、受注者及び発注者間の認識の相違が生じることのないよう作成するものである。

イ 工事着手前に工事が一時中止となった場合であっても、受注者は、施工計画書とは別に基本計画書を作成し、提出しなければならない。

ウ 基本計画書の提出後、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画

書の内容に変更が生じる場合は、受注者は、変更基本計画書を提出し、承諾を得るものとする。

なお、基本計画書の変更にあたっては、事前に変更内容について受注者及び発注者間で協議し、協議した結果を工事打合せ簿等の書面により確認するものとする。

6 工事一時中止期間中の配置技術者の取扱い

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の設置等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長から各都道府県主幹部局長あて）により適正な運用が徹底されているところである。

工事の一時中止に伴う監理技術者等の専任期間及び途中交代の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき適正に取扱うものとする。

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

二 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

(1)～(3) [略]

(4) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

②・③ [略]

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る

職務にのみ従事していることをいう。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) [略]

(2) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

① [略]

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③・④ [略]

7 工期短縮計画書の作成

発注者は、工事一時中止期間の解除にあたり、工期の短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と協議し合意を図るものとする。

受注者は、発注者との協議により工期の短縮を行う場合は、工期短縮計画書を作成し、発注者と協議する。

なお、工期短縮計画書の作成にあたっては、事前に工期の短縮に伴う増加費用等について受注者及び発注者間で協議し、協議した結果を工事打合せ簿等の書面により確認するものとする。

工期短縮計画書の記載内容（例）

- 工期短縮計画書作成の目的
- 施工計画
 - 計画工程表
 - 従業員及び労働者の体制
 - 建設資機材の調達
 - 施工方法
 - 安全衛生計画等
- 工期の短縮に伴い発生する増加費用及び算定根拠

<留意事項>

ア 受注者は、承諾を受けた工期短縮計画により施工し、工期の遵守に努める。

イ 工期の短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

8 請負金額又は工期の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（建設工事請負基準約款第 21 条第 4 項関係）

(1) 請負金額の変更

- ① 発注者は、工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
 - ・ 増加費用：工事現場の維持に要する費用
 - ・ 損害※：工事体制の縮小又は工事の再開に要する費用※ 建設工事請負基準約款第 30 条（不可抗力による損害）とは別の取扱い
- ② 増加費用の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。
- ③ 費用の算定にあたっては、増加費用と損害は区分せず、工事一時中止に伴う現場維持等の費用（以下「増加費用」という。）として算定する。
- ④ 増加費用は、建設工事請負基準約款第 19 条（条件変更等）に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負金額の変更とは区別して算定する。

(2) 工期の変更

工事一時中止に伴う工期の延長期間は、原則、工事を一時中止した期間とすることが妥当である。

ただし、地震、災害等の場合は、片付け期間や復旧期間に長期を要する場合があります、片付け期間や復旧に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

(3) 増加費用の考え方

増加費用として積算する範囲は、次のとおりとする。

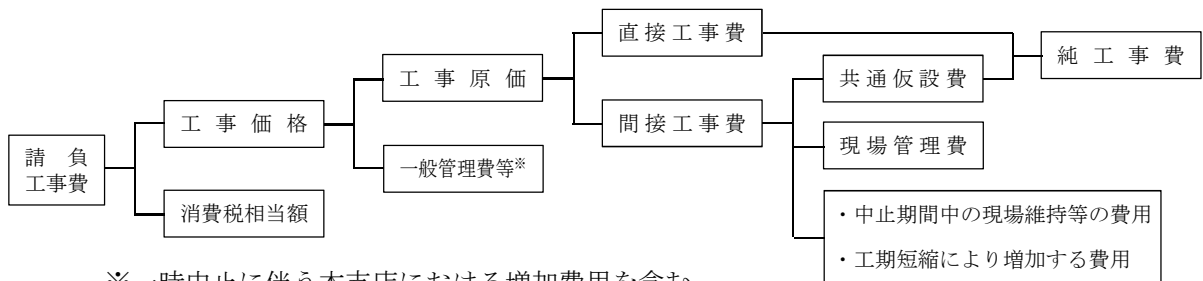
- ① 工事現場の維持管理に要する費用
一時中止に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労働者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要な費用とする。
- ② 工事現場の体制の縮小に要する費用
中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小することにより、不要となった機械器具並びに労働者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。
- ③ 工事の再開準備に要する費用
工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具並びに労働者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用とする。

- ④ 工期延長となる場合の費用
工期延長となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。
- ⑤ 工期短縮を行った場合の費用
工期短縮の要因が発注者に起因する場合には、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期の短縮に要する費用等とする。
なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。
- ⑥ 増加費用は、中止期間において工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店費用も対象となる。

(4) 増加費用の算定

- ① 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用算出の根拠数量等を受注者及び発注者間で協議して算定するものとする。
- ② 増加費用の構成及び算定方法は、(5)及び(6)に定める内容により積算するものとする。

(5) 増加費用の構成

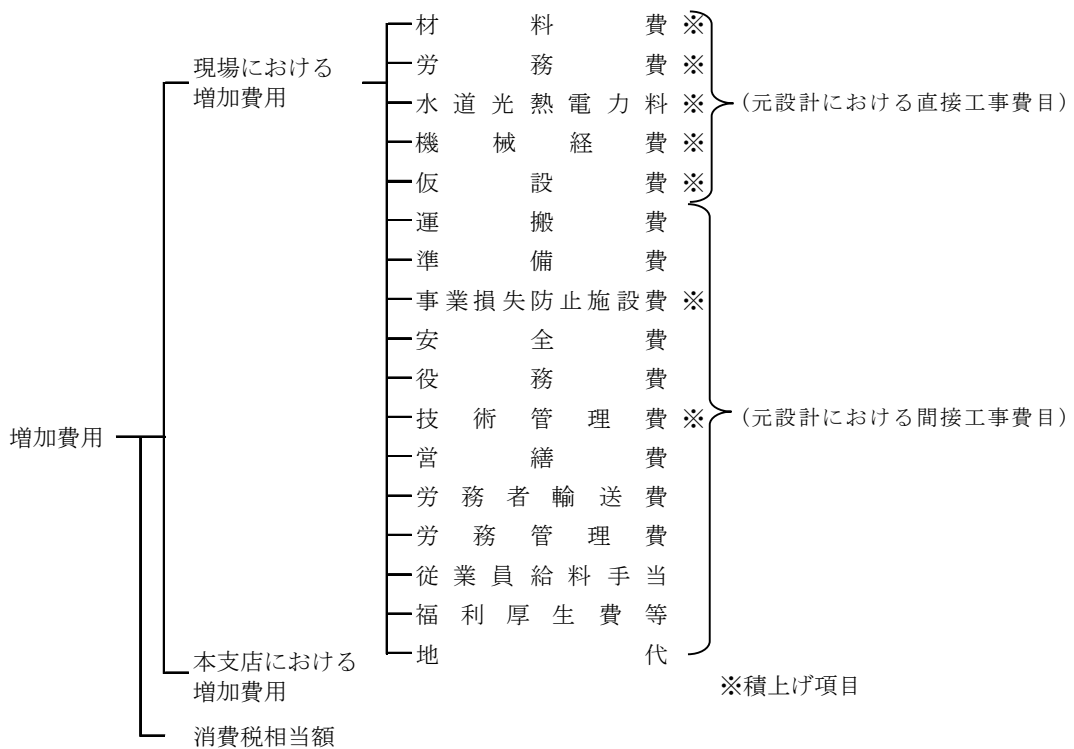


※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

(6) 増加費用の算定方法

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、一時中止の期間が3ヶ月以内の場合にあっては、標準積算により積算し、一時中止の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な維持工事であるなど、標準積算により難しい場合にあっては、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定するものとする。

- ① 標準積算により現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※ 標準積算：工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延長となった場合を含む。）に適用し、一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可とする。

② 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管等の費用

元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単位等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止に伴う損料額及び補修費用とし、次式により算定する。

直接工事費に計上された材料の損料等＝一時中止期間×供用1日（又は1月）当たり損料

(イ) 労務費

a 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合は、その費用とする。

現場に常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。

労務費差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(ウ) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設について、工事現場の維持を目的として、発注者の指示又は受発注者間の協議により一時中止の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力に要する費用とする。

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次に掲げる費用とする。

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、搬出費及び再搬入費（組立て及び解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料及び管理費を含む）とする。

(b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があるとして認めて指示した機械の運転費用とする。

工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝一時中止期間×供用1日当たり損料

(オ) 仮設費

a 仮設諸資材の損料等

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止に係る損料、賃料及び維持補修の増加費用とする。

損料算定については、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料等＝一時中止期間×供用1日（又は1月）当たり損料等

b 仮設材料の損料等

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした仮設材料の一

時中止に係る損料等とする。

損料算定に当たっては、aに準じて行うこととする。

c 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないものの、一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者の新たな指示又は受発注者間の協議により、発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

費用については、積算要領により算定する。

(カ) 運搬費

a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

一時中止の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類、仮設材等（発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを含む。）のうち、工事現場外に搬出し、又は搬出したものを工事現場に再搬入する費用とする。

b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械器具類、資材等のうち、工事の一時中止が行われたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

(キ) 準備費

現場常駐の従業員又は労務者が行う通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用とする。

(ク) 事業損失防止施設費

(カ)仮設費に準じて積算した費用とする。

(ケ) 安全費

a 既存の安全施設等に係る費用

一時中止の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要となった工事現場の安全確保に要する費用

元設計には計上されていないものの、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、又は受発注者協議の上で発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約等に要した増加費用とする。

b 電力・水道等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る一時中止期間中の基本料金とする。

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の

機器等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

(シ) 営繕費

一時中止の要因発生以前に、工事現場に設置済の営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額に要する費用とする。

(ス) 労務者輸送費

受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場等に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 労務者の他の工事現場への転出入に要する費用

一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された者（通勤者を含む。）が当該工事現場から転出し、又は転出した後に再転入する場合に必要な旅費、日当等の費用とする。

なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸であり、又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者を含む。以下「専従的労務者」という。）をいうものとする。

b 解雇・休業手当を支払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと発注者が認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。

(ソ) 従業員給料手当

a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械又は電気設備の保安に従事する者を含む。）に支給する給料手当の費用とする。

b 一時中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員に対し、工事現場の維持体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用とする。

c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に対し、支給する給料手当の費用とする。

d 一時中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に対し支給する給料手当の費用とする。

(タ) 福利厚生費等

現場管理費であって、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用のうち、中止期間中の費用とする。

(チ) 地代

現場管理費であって、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代のうち、中止期間中の費用とする。

イ 本支店における増加費用

一時中止に伴う工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。

当該費用については、元設計の費用に一時中止に伴う増加費用を加えた工事原価に対して、一般管理費等率により算定するものとする。

ウ 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

③ 一時中止に伴う積算方法

標準積算による増加費用の算定は、本工事に着手後に一時中止した場合を対象として適用することが可能であり、算定方法は次のとおり。

なお、本工事に施工着手前に一時中止となった場合の増加費用について、受注者及び発注者間でトラブルが発生しないよう、契約図書に適切な条件（用地確保の状況、関係機関との協議状況等の工事着手に関する条件）を明示するとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うことが重要となる。

○一時中止に伴う現場維持等に要する費用は、以下の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（単位：% 小数点以下第三位四捨五入二位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

ただし、

A：工種ごとの係数（別表）

B：〃

a：〃

b：〃

N：一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

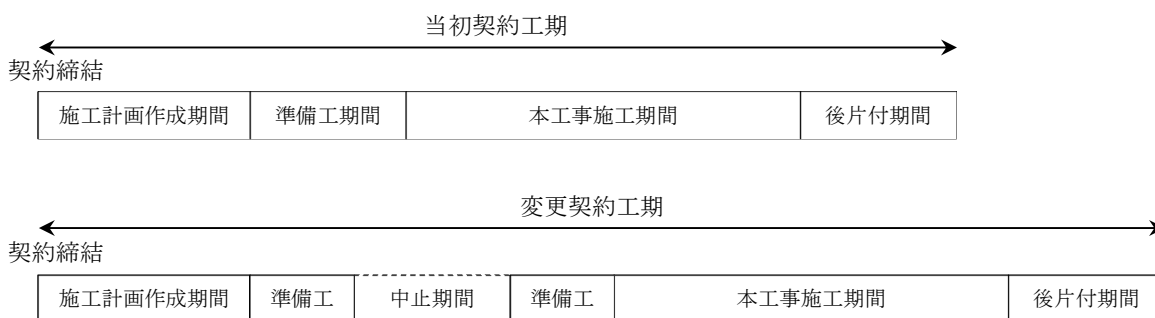
9 増加費用の考え方

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合



- ① 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未搬の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ② 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、建設工事請負基準約款第 17 条 2 項に基づき工事用地等の管理を行う。
- ④ 受注者は、発注者との協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- ⑤ この場合、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

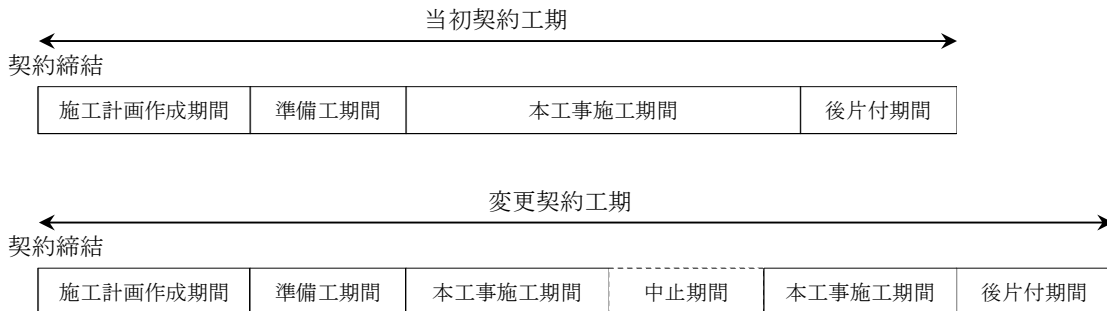
(2) 準備工期間に中止した場合



- ① 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ② 発注者は、準備工期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載^{*}した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得る。
 - ※ 概算費用は、請求する場合のみ記載する。
 - ※ 概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
- ④ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定される。

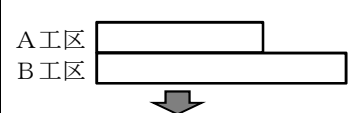
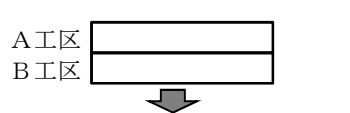
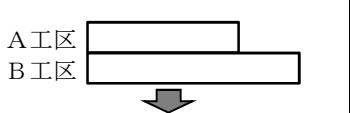
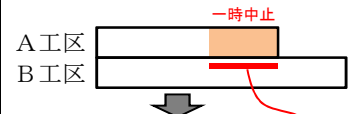
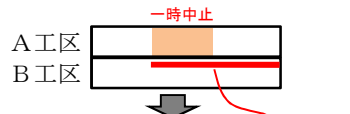
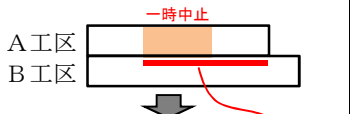
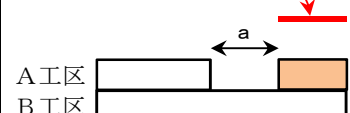
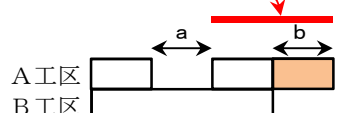
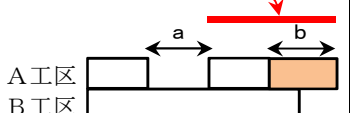
- ⑤ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議して決定する。

(3) 本工事施工中に中止した場合



- ① 本工事期間とは、準備工期間後で、本工事施工期間をいう。
- ② 発注者は、本工事施工期間中に施工を継続することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得る。
- ※ 概算費用は、請求する場合のみ記載する。
- ※ 概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
- ④ 増加費用の算定は、中止期間が3ヶ月以内は標準積算（積上げ積算及び率で計上する積算）により行い、3ヶ月を超える場合は、積上げ積算により行い、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議して決定する。

増加費用の協議対象期間（例）

ケース	ケース①	ケース②	ケース③																														
ケース	A工区を一時中止したが 工期延長が生じない場合	A工区の一時的中止により 工期延長が生じた場合																															
当初工程																																	
一時中止の指示																																	
増加費用の協議対象期間の考え方	 <p>a : 一時中止期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	-	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	-	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a	 <p>a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程（工期）延長期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	b	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	b	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a	 <p>a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程延長期間 c : 一時中止に伴う工期延長期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用 ※（現場事務所）</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	c	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	c	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a
増加費用の主な費目	対象期間																																
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	-																																
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a																																
営繕施設等費用 ※（現場事務所）	-																																
機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a																																
増加費用の主な費目	対象期間																																
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	b																																
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a																																
営繕施設等費用 ※（現場事務所）	b																																
機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a																																
増加費用の主な費目	対象期間																																
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	c																																
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a																																
営繕施設等費用 ※（現場事務所）	c																																
機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a																																
<p>※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。</p>																																	

※上表は、標準的なケースを例示したものであるため、各工事等の状況に応じて適用の判断を行うものとする。

Ⅲ 工事の一時中止に係る手続きの参考様式

1 工事施工中止関連

(1) 工事施工中止通知書

第 10 号様式

文 書 番 号
年 月 日

受注者氏名 様

知事（振興局長等）

工事施工中止通知書

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、工事の^{全部}_{一部}の施工を中止したいので建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 地内
- 4 中 止 期 間 年 月 日から中止解除の日まで
- 5 残 日 数 日
- 6 施 工 中 止 箇 所
- 7 施 工 中 止 の 理 由
- 8 そ の 他 中止解除及び中止解除に伴う工事期間の変更については追って通知します。

(2) 工事施工中止解除通知書

第 11 号様式

文 書 番 号
年 月 日

受注者氏名 様

知事（振興局長等）

工事施工中止解除通知書

年 月 日付けで施工中止を通知した下記工事について、中止を解除したので通知します。

なお、完成期限は、年 月 日とします。

記

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所 地内

4 中止解除の日 年 月 日 (中止期間 日間)

2 工事現場の維持・管理等関連

(1) 基本計画書

年 月 日

(発注者名) 様

(受注者名)

工事の一時中止に伴う工事現場の維持・管理等に関する
基本計画書について（提出）

年 月 日付け 第 号で工事施工中止通知のあった
下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

1 工 事 名 :

2 現契約工期 : 年 月 日 ～ 年 月 日

工事の一時中止に伴う工事現場の維持・管理等に関する基本計画書

- 1 基本計画書作成の目的
- 2 中止時点における確認内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 3 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 4 中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること
- 5 中止した工事現場の管理責任に関すること
- 6 工事再開に向けた方策
※ 受注者の責に帰することができない工期延長が必要な場合は、必要工期も記載する。
- 7 基本計画書に変更が生じた場合の手続き
- 8 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
※ 増加費用の計上が必要な場合。

(2) 工期短縮計画書

年 月 日

(発注者名) 様

(受注者名)

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書について (提出)

下記工事に対する 年 月 日付けの協議については、工期短縮が可能なため、別紙のとおり工期短縮計画書を提出します。

記

- 1 工 事 名 : _____
- 2 現契約工期 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- 3 中止期間 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書

1 工期短縮計画

- (1) 施工内容
- (2) 施工体制
- (3) 計画工程
- (4) 安全衛生計画等

2 工期短縮のために実施する施工内容の必要性

※ 契約金額が増加する場合、増加費用及び明確な算定根拠も記載する。

工事の一時中止に伴う積算で使用する工種区分別係数

別表

工種区分	係数A						係数B						係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有り (1)-1・(1)-2	一般交通 影響有り (2)-1・(2)-2	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有り (1)-1・(1)-2	一般交通 影響有り (2)-1・(2)-2	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島		
治山・地すべり工事	275.1	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
海岸工事	521.4	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
管理道開設工事	78.9	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
森林整備	643.6	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
河川工事	1901.4	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
道路工事	78.9	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P C 橋工事	1238.0	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
舗装工事	923.0	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
公園工事	643.6	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
橋梁保全工事	3393.5	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
道路維持工事	303.5	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
トンネル工事	1070.6	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194

※係数A、係数Bの区分は以下のとおり。

- 大都市 : 新潟市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。
- 一般交通影響有り(1)-1・(1)-2 : 2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の子線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面交通止めの場合は対象外とする。
- 一般交通影響有り(2)-1・(2)-2 : 一般交通影響有り(1)-1・(1)-2以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）
- 市街地（DID 補正） : 人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区が施工箇所に含まれる場合。
- 山間僻地及び離島 : 人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。